

広島県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十五年四月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年三月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三次高野線	庄原市口和町大月字大佐古七九八番一地从先から庄原市口和町大月字原畑六四五番一地从先まで	平成二十五年三月三〇日
	庄原市口和町大月字上岡四〇三番一地从先から庄原市口和町大月字上岡三六一番一地从先まで	平成二十五年三月三〇日
県道庄原作木線	庄原市口和町大月字原畑六四五番一地从先から庄原市口和町大月字大佐古七九八番一地从先まで	平成二十五年三月三〇日